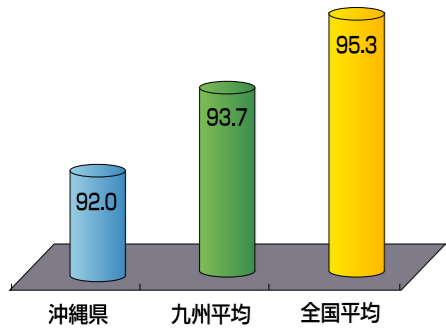


自動車税の納付を忘れていませんか？

10月16日から1月15日は「自動車税滞納整理強化月間」です。県は、これまでに滞納額の圧縮に努めています。自動車税をまだ納めていない人は、最寄りの銀行、農協などで納めてください。

自動車税収入率の比較(平成17年度)



皆さんは、納めている県税がどのように使われているかご存じですか？ 県税は、私たちが普段何気なく使っている道路、子供達が通う学校、病院などの建設、管理、運営等、日常生活に欠かすことのできない様々な公共サービスを支えています。その大切な県税の約十八%を占めているのが自動車税です。自動車税の平成十七年度の収入率は、沖縄県が九十二・〇%で、全国平均の九十五・三%を大きく下回り、他県に比べ滞納の割合が高い状況にあります。税の滞納は様々な行政サービスの提供に影響を及ぼします。自動車税をまだ納めていない人は、最寄りの銀行、農協などで納めましょう。

自動車税は重要な自主財源です

自動車税を滞納すると...

① 督促状・催告書

納期限を過ぎても自動車税を納めない方には、督促状を発送して納付を促します。督促をしても納めない方には、催告書を発送します。



② 電話・自宅訪問

催告書でも納めない方には、電話による催告、お宅を訪問しての催告などを行います



④ 差し押さえ

調査の結果に基づき、給与、預貯金などを差し押さえて、強制的に税金を徴収します。



③ 財産調査(自宅・職場)

それでも納めない方に対しては、お勤め先の調査を行うと同時に、財産の調査をします。



タイヤロック
今年度からタイヤロックを導入しています。タイヤロックは、再三の納付催告に応じない滞納者に対し、自動車を差し押さえた上で専用器具を装着しタイヤをロックします。自動車を走行させないことで納付を促しますが、それでも納付がない場合は、自動車を公売することになります。



お問い合わせ 県税務課 TEL:098-866-2101 FAX:098-866-2709

飲酒運転は犯罪です。県民みんなで飲酒運転をなくしましょう!

「運転には自信があるから大丈夫」「ちょっとしか飲んでないから大丈夫」「一眠りしたから大丈夫」などと考え、お酒を飲んだ後に運転をしていませんか？ その「大丈夫」が自分の人生だけでなく相手の人生、さらには周りの人の人生までも狂わせます。飲酒運転は重大な犯罪です。絶対にやめましょう。



年末・年始の交通安全運動

12月21日～1月4日の15日間、「わしんなよー 飲んだら乗らない 清ら心」をスローガンに飲酒運転の撲滅などを取り組みます。

● 沖縄県の飲酒運転の状況

沖縄県の死亡事故に占める飲酒絡みの割合は全国平均の約三倍で、飲酒運転で検挙される人の割合とともに全国でワーストワンという不名誉な記録が続いています。飲酒運転は通常の運転と比べ、判断力や注意力などが低下し気も大きくなるため、重大な事故につながる確率が高く、ひき逃げ事件も後を絶ちません。八月に県内外で発生した飲酒運転死亡事故をきっかけに、全国で飲酒運転追放の世論が高まっています。しかし、本県では九月に行われた全国一斉飲酒運転取締り、呼気中アルコール濃度の高い悪質違反者の検挙者数が全国最多となり、飲酒運転に対する県民のモラルが問われています。

● 運転する人に酒を勧めることも犯罪です

飲酒運転は運転する人だけの問題ではありません。運転する人に酒を勧めた人、酒を飲んだ人に車を貸した人、飲酒運転をそのかした人などはもちろんのこと、飲酒運転車両に同乗していた人も運転者と同様の処分を受けることがあります。

また、運転する人に直接酒を勧めていなくても、酒類を提供した店や、飲酒運転を制止しなかったとして、一緒

		H15	H16	H17
死亡事故に占める飲酒絡みの割合(%)	全国	10.8	10.4	11.0
	沖縄	36.7	34.4	30.0

飲酒運転は犯罪です。飲酒運転し(四)ない運動を実践して、県民総ぐるみで飲酒運転を追放しましょう。

飲酒運転し(四)ない運動

- ・運転するならお酒を飲まない
- ・お酒を飲んだら運転しない
- ・運転する人にお酒をすすめない
- ・お酒を飲んだ人に運転させない



に飲酒した人に対しても責任が問われることがあります。「飲酒運転をしない、させない」を合い言葉に、今こそ県民が一丸となって飲酒運転を撲滅しましょう。

お問い合わせ 県民生活課 TEL:098-866-2187 FAX:098-866-2789